

1 今までの経緯と整理状況

(1) 経緯

民間活力の導入において、施設整備事業や公有財産利活用事業等の審査にあたっては、公正性、透明性、客観性を確保するために学識経験者等の意見を踏まえる必要があることから、原則として附属機関による事業者選定を行うこととしている。

一方、令和2年3月の民間活用推進方針の策定以降、案件の増加が見込まれ、既存の附属機関だけでは事業者選定ができる案件数や範囲に限りがあるため、案件が発生するたび民間活用に係る附属機関が乱立する恐れがあった。

そこで、川崎市附属機関設置条例を改正（令和4年4月1日施行）し、**各局（区・本部）に「民間活用事業者選定評価委員会」を設置したことで、令和4年度からは、所管局（区・本部）で案件を審議・評価**が可能な体制を整備した。

※附属機関設置条例改正前は「指定管理者選定評価委員会」としており、公の施設に対する指定管理者制度導入の適否、事業者の選定・事業評価のみを所掌

【附属機関設置条例の記載】

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市〇〇局（区・本部） 民間活用事業者選定評価委員会	〇〇局（区・本部）が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年

(2) 整理状況

所管局（区・本部）で案件を審議・評価が可能な体制となったため、本委員会に部会を設置して事業者選定を行う案件を以下の3つに整理した。

- ① **P F I 法第6条に基づく民間提案**
- ② **多くの所管部局にまたがる施設整備事業（複合化施設等）**
- ③ **その他所管局だけでは審査が困難な事業**

※P F I 事業等の総括評価については、事業者選定を行った機関で実施を想定

2 本委員会に部会を設置した案件数（令和6年10月末時点）

① P F I 法第6条に基づく民間提案

→ 1事業（等々力緑地再編整備事業）

② 多くの所管部局にまたがる施設整備事業（複合化施設等）

→ 3事業（等々力緑地再編整備・運営等事業、大師地区複合施設整備等事業、田島地区複合施設整備等事業）

③ その他所管局だけでは審査が困難な事業

→ 1事業（地域エネルギー会社の設立）

3 現状の課題

多くの所管部局にまたがる施設整備事業（複合化施設等）については、以下の課題がある。

- ・民間活用事業の維持管理運営の中心的手法である指定管理者制度を導入する場合、毎年度実施する評価は、各所管局（区・本部）の民間活用事業者選定評価委員会で行うことから、**選定機関と評価機関が異なり、一貫性が確保しづらい体制**となっている。
- ・本委員会の担当部署である**制度所管課と事業担当部署で2重の作業が発生**しており、事務が煩雑となっている。

4 本委員会に部会を設置して事業者選定等を行う事業の再整理

課題に対応するため、本委員会に部会を設置して事業者選定等を行う事業や留意事項について、次のとおり再整理する。

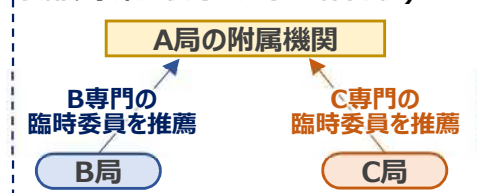
現在の役割分担	令和7年度からの役割分担（案）
・P F I 法第6条に基づく民間提案 ・多くの所管部局にまたがる施設整備事業（複合化施設等） ・その他所管局だけでは審査が困難な事業	・P F I 法第6条に基づく民間提案 ・その他所管局だけでは審査が困難な事業

【留意事項】

- ・**多くの所管部局にまたがる施設整備事業（複合化施設等）**については、**事業者選定を実施する附属機関と評価を実施する附属機関は、事業の一貫性確保の観点から、同一であることが望ましい**と考えられるため、**運営の役割や事業規模等が大きい局（区・本部）の適切な附属機関で実施することを想定**。なお、**所管局（区・本部）以外からは、それぞれの分野の審議に適した専門性を有する臨時委員を推薦することを想定**。

【イメージ】

（ABCの3分野の複合化施設でAの運営の役割や事業規模等が大きい場合の例）



5 その他

本委員会で定期的に調査・審議する事項は、変更しないものとする。

調査・審議事項	市の民間活用事業全般の進め方について
内容	各年度の初回委員会等で今後実施予定の民間活力導入事業を報告し、検討の進め方等についての審議を実施（その結果を所管局にフィードバック）

【イメージ】

